

## 原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

### 1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 12 年 6 月 16 日施行）第 7 条第 1 項に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

日本原子力研究開発機構の法人名称の変更及び機構本部の移転並びに原子力災害対策指針の改正及び緊急時モニタリング設置要領の制定に伴い、以下の修正を行った。

### 2. 修正した日

平成 27 年 12 月 18 日

### 3. 主な修正内容

#### (1) 独立行政法人通則法の改正に基づく修正

日本原子力研究開発機構の法人名称の変更（平成 27 年 4 月 1 日付け）に伴い、独立行政法人から国立研究開発法人に変更した。

#### (2) 日本原子力研究開発機構本部移転に伴う住所の修正

日本原子力研究開発機構本部移転（平成 27 年 4 月 1 日付け）に伴い、住所を茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49 から茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 に変更した。

#### (3) 原子力災害対策指針の改正及び緊急時モニタリング設置要領の制定に伴う変更

原子力災害対策指針（平成 27 年 8 月 26 日全部改正）及び緊急時モニタリング設置要領（平成 26 年 10 月 29 日制定）に伴い、緊急時モニタリングセンター要員、貸与する主な資機材、実施する主な業務を次の別表に追加した。

- ・別表 5(1) 応急措置における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- ・別表 5(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- ・別表 5(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

#### (4) その他

- ・用語の適正化など、所要の見直しを行った。

以 上

(参考)

## 原子力事業者防災業務計画の概要

### 第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の方法等について記載している。

### 第2章 原子力災害予防対策の実施

センターの防災組織等の防災体制、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、原子力防災体制の発令・解除、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び関係機関との連携等について記載している。

### 第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等の派遣について記載している。

### 第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載している。

### 第5章 その他

他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、要請に応じて実施する支援措置について記載している。